

令和7年12月5日

お客さま 各位

加茂信用金庫

預金規定の改定について

平素より、加茂信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、2026年度末で電子交換所における手形・小切手の交換廃止に伴い、令和8年1月1日付で下記のとおり預金規定を改定いたします。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

改定する預金規定	<ul style="list-style-type: none">当座勘定規定(一般用)
主な改定点	<ul style="list-style-type: none">当座勘定の払戻の場合、小切手による払い戻しのほか、当金庫所定の払戻請求書を使用することができます。また、払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことはできません。
規定改定日	<ul style="list-style-type: none">令和8年1月1日(木)

以上